

## 第1回 里親認定基準見直し検討について（議事要旨）

### 【開催日】

平成29年10月16日（月）

### 【出席者】

東京都児童福祉審議会里親認定部会委員 5名（児童福祉施設長、弁護士、学識経験者等）  
東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長、同児童福祉専門課長  
東京都品川児童相談所長  
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長、同育成支援課長、他

### 【配布資料】

- 資料1 東京都児童福祉審議会里親認定部会委員及び行政側名簿
- 資料2 東京都における家庭的養護の推進
- 資料3 養育家庭等に係る制度等の変遷
- 資料4 東京都里親制度の全体像
- 資料5 東京都の里親の審議及び委託状況
- 資料6 認定された里親の状況
- 資料7 養育家庭委託児童の状況
- 資料8 東京都里親認定基準の検討について
- 資料9 里親認定部会（里親認定基準見直し検討）開催スケジュール（案）
- 資料10 東京都における社会的養護の体系
- 資料11 東京都における里親支援体制について
- 資料12 養育家庭支援フロー図
- 資料13 里親支援機関事業実績／里親に支払われる経費
- 資料14 現行認定基準一覧（養育家庭）
- 資料15 現行認定基準一覧（養子縁組里親）
- 資料16 現行認定基準一覧（専門養育家庭）
- 資料17 現行認定基準一覧（親族里親）
- 資料18 年齢要件についての検討
- 資料19 経済状況要件についての検討
- 資料20 住居要件についての検討

## 【議事概要】

### 1 確認事項

○里親認定基準の検討については、本日の臨時部会を含めた里親認定部会の委員において審議を進めていく。また、検討期間は、本年度末3月までの臨時部会を含めた里親認定部会においてとする。

○本部会は、非公開とされるものだが、認定基準に係る検討については、非顕明の議事要旨を作成し本日の資料とともに公開とし、東京都のホームページに掲載する。

○本部会で取り上げる検討事項は、年齢要件、経済状況要件、住居要件、単身者の申し込み要件、その他の要件についてとする。

### 2 本検討会設立の背景

○都は、昭和48年に養育家庭制度を創設し、一貫して子供の最善の利益を保証する視点から、家庭的養護の推進に取り組んでいる。国は、平成28年6月に児童福祉法を改正し、家庭と同様の環境における養育の推進の理念を明確化し、平成29年8月、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」においては、「新しい社会的養育ビジョン」として家庭養育の原則の徹底等が示された。

一方都は、平成26年10月の児童福祉審議会の提言を受け、平成27年4月に社会的養護施策推進計画を策定した。この推進計画では、平成41年までに社会的養護における家庭的養護の割合を概ね6割とするという目標を示したが、平成28年度の段階で家庭的養護の割合は、33.8%となる状況で、微かだが年々増加している。また、登録家庭数、委託児童数についても同様の状況である。

そのような中、平成28年11月の児童福祉審議会においては、家庭的養護の推進について提言をいただき、今後の課題のひとつとして、里親認定基準を引き続き検討するようご意見をいただいた。

本年度は、提言を受けた主な取組みとして、新生児委託推進事業を本年度10月以降に誕生した児童から開始していること、チーム養育体制の整備を平成30年1月から開始されるよう準備していること、そして研修体系の再構築ということでPT（プロジェクトチーム）を作り、平成30年4月から改定する方向としているが、里親認定基準の見直しについては、養育家庭等の登録数の拡大や委託の推進、家庭と子供を取り巻く様々な社会情勢の中、要保護児童への社会的養護の担い手として求められる里親の確保等を目的として、この検討会（認定部会）において検討していく。

### 3 本検討にあたって

○より多くの子供たちに家庭と同様の環境を提供するためには、里親の登録数を増やして児童相談所が行うマッチングの幅を広げることが考えられるが、一方で質の問題というのも非常に重要なことであり、行政として認定の段階できちんと確認をしておかなければいけない要件があり、プラスにもマイナスの方向もいずれも考えられる。里親、特に児童福祉法の改正で家庭養護の重視というものが打ち出されている中で、結果的にはそれに繋がるような方向で検討していく。

## 4 主な意見

### 年齢要件の検討について

○年齢要件について、養育家庭と専門養育家庭については、主たる養育者となる者の年齢を原則として25歳以上65歳未満。親族里親は特に要件はない。養子縁組里親は、上限が50歳未満という状況の中、50歳近くの申請審議事例はあるが、実際には、委託を進めることは厳しいのではないかという実情がある。

○「主たる養育者」についてだが、最近はいくメンと呼ばれるように、男性も育児にという社会趨勢の中、資料の統計でも共働きの割合が高いため、里父母が協力しながら養育するとなるだろう。その場合、「主たる養育者」を決める、そしてその年齢を決めていくということには若干違和感がある。

○児童相談所からは、養育家庭については年齢要件を撤廃、あるいは引き上げをするなら健康診断書の提出を条件とすべきではないか、子供にとってどうかという視点で検討すべきという意見もある。

○将来的なことを考えた場合、例えば高齢児の月・週型の短期委託の里親が必要だとか、あるいは一時保護委託する里親を専門的に作っていくなど、養育家庭の範疇で多様化していくということが見込まれる中で、場合によっては思春期の子供を、お兄さんお姉さん的な方がサポートタイプに、あまり家族という意識ではなく、部屋を提供する程度の先輩という形態のように、多様な里親委託のあり方を考えた場合に、場合によっては20歳というのもあり得る。同時に高齢の70歳のベテランの里親に、一時的に新生児を委託するようなこともあり得るかということを見ると、下限は5歳マイナス、上限は5歳プラスするということも考えられる。

○施設では、職員の年齢によって、子供との寄り添い方に違いがあるということを感じて改める。年齢の近いところで、お兄さん的に生活を共にしていくというのもあり得るのかと思う。年齢相応の関わり方というものがあるが、例として出された高齢児の自立を目前にした児童には、年齢に近い里親がしっかりとサポートできるような（養育）家庭などがあればいいかもしれない。

○施設では、確かに20歳過ぎの若い職員が養育をしている。（年齢要件を）25歳と、特に設けなくてもよいか。しかしその場合も、その20歳の方がどのような意識を持ってやっていくのかという部分は、しっかりと精査していかなければならない。

○里親が、お兄さんお姉さん的に関わる場合、里「親」という言葉は若干そぐわないのかもしれないが、そのニーズはあるのかもしれない。長期的にというイメージではなく、どちらかといえば短期で、一時的に行き場がない児童などを少し預けるということか。ただこの20代前半の方というのはどのような立場の方になるのか、例えば施設の職員もあり得るのか。

○（施設）職員を経験して里親に移行していく場合などは、25歳より年が下ということもあり得

るだろうが、やはり状態にもよる。誰でもよいということではないし、やはりマッチング次第かと思う。欧米から入ってきたBBSの活動などを考えれば、お兄さんお姉さんの人が非常に良い役割をするという事例もあるので、それを養育里親でも期待するというのも不可能ではないと思うが、心配がないわけではない。

○施設職員の場合は、一般的には大学で社会福祉を学び、例えば23歳くらいで就職したとしても、しっかり（施設で）指導・監督されるので、そういう立場で養育に当たるが、里親の場合は、そこまでしっかりと監督するのは難しい。施設と全く同じような扱いは難しい。25歳以下のニーズがあるかもしれないと思う一方で一般的という印象でもない。

○里親が高齢の児童と年齢が近い場合は、難しいこともある。それを踏まえつつ、良い点を活かすということに意味はあるが、いろいろ考えておく必要がある。

○年齢要件を下げるにあたっては、本当に養育を責任持って任せられるかということなど、いろいろと検討しなければいけないところがある。

○例えば20歳の2人であった場合、経済的な裏付けはどうかと心配がある。一方で実際には、母親と20歳の息子というケースもある。

○主たる養育者が20代前半というケースは、ほとんど聞いたことがない。

○まずは要件的にも、配偶者要件、経済的な要件、居住要件などをどうするかというところと関連し、そのあたりを今までの基準からするとなかなか厳しそうな印象であることと、現実的に若い方からの申し込みというのは余り見られないので、逆に里親側のほうのニーズも余り実務的には感じられないということなのだろうか。65歳を超えて希望する方はあるのか。

○上限年齢について、65歳以上の方からの申請は余りない。

○里親体験発表会などの場で、民生委員の方などから、年齢は過ぎていますが健康であり、経済的にも問題ないため、（委託受け入れの）意向があるような話を聞くことは何回かある。

○都の場合、65歳以上の場合は、短期の条件つきやレスパイトなどの形で役割を担ってもらっている。

○都の場合、児童期の妊婦の委託などの例はあるのか。養育ビジョンでも提言された「妊婦里親」のように、里親の多様性を視野に入れるかということと、チーム養育との関連で考えていくべき。

下宿型というのも、ある程度サポート体制をチーム養育という形で、主たる養育者が養育に深く関わるといった形ではないものを想定し、それとの関連で考えていき一つの方策としてあり得るか。専門学校卒で2年くらい働いた施設職員など、そういうのもあり得るかと思う。

○短期は2か月以内を原則とするということ、レスパイトは他の里親が一息入れるため等の場合に、

特に年齢の上限がないということだが、明らかに2か月を大きく超える場合を想定しながら委託をするということについては、今のところ認めていないということだろう。それを例えば65歳以上の方に受け入れてもらうことは考えられそうなところか。

○他県で養育者が65歳を超えていて同様な事例があった。ニーズはそこここで聞いている。十分に機能している里親が、65歳以上でいるのだろうということで他県では実例がある。

○妊婦の場合は、2か月では全然足りないという感じになる。65歳を超えてもいろいろ御活躍いただく余地はあるのかもしれない。

○委託児童がない場合や、ほぼ養育が終了している里親であれば、そういう方がきたときに、プライベートも守られ、一方で養育里親としてキャリアもあるという意味では一つの良い受け皿だろう。しかし無条件ではない。

○当然のことながら、高齢になれば幾つか疾病を抱えている。だからだめとすることではなく、例えば健康診断を受け、必要に応じきちんと服薬とか健康管理ができていているということを示していただければ、安心して委託ができるのではないか。

○委託経験がある方、あるいは実子を養育してきた方々が年齢を超えてやるということは当然あり得るだろう。一方で今まで全く子育てをしたこともない、あるいは里親をしたこともないという方が、65歳を過ぎて初めて養育をやってみようかといった場合には心配がある。

○従来から委託を受けていた方でも65歳を超えた場合は、新規で長期の委託はできないということが現状としてある。

○例えば妊婦の場合、従来から委託を受けていた里親が、60歳から70歳の間で引き受けるというのはあり得るのではないか、あってもいいのではないか。

○現行では無理だがあっていい。65歳上限をもう少し引き上げると、今話されたような活用も可能だということになるが、どこで上限を引くのか引かないのかという問題も出てくる。

○原則として夫婦で登録してもらうということを維持する場合、その両方がこの要件を満たさなくなったときに終わりという形になるが、その辺も意識しつつ、上限を設けておく必要があるか。上限を引くとしたら、70歳か75歳か多分どちらかだろうか。

○実際には70歳ぐらいまでの方に、妊婦さんであるとか、あるいは高齢児などを短期でみてもらえないかということをお願いして、短期養育家庭で登録を続けていただいている方もいる。

○国が上限を設けていないのは何故か。おそらく広くどのような児童にもというようなスタンスなのかと考えるとき、都が上限を設ける理由は何かということを考えなければいけない。

○実務に当たる都道府県からすると、上限がないというのはつらくないか。

○他の道府県も国の基準に倣っている。実務的にはあったほうがそれはよいと思うが。

○個人差に配慮するということか。暦年齢と身体の年齢というのは、加齢とともに差が広がるもの。個人差も大きくなるのでそういうことかと思う。

○原則は維持して上限年齢は決めておき、少し柔軟に対応するということもあり得るかもしれない。

○短期条件付の実績で、70歳以上の委託事例がほとんどないということであれば、70歳というところが実績を踏まえた設定となり、場合によっては70歳を超える場合もあり得るところが妥当ではないか。

○何かそのあたりの実績が出てくれば、根拠になりやすいのかもしれない。

### 養子縁組里親の年齢要件について

○養子縁組の年齢要件については、25歳未満での希望はあまり聞かないが、50歳未満のほうは、ニーズがありそうだと思う。国の特別養子縁組に係る議論では、子供が原則6歳まで、6歳の時点で委託されている場合には8歳までとされており、子供の年齢がかなり低く抑えられている。そうすると、50歳以上となると、2世代ぐらゐの開きが出てくることになるわけだが、もしそれがより高い年齢の子供もありということになると、50歳未満というのはやや厳し過ぎるように思う。

○特別養子縁組の議論をする中では、特別養子縁組というものの機能が着目されており、例えば実親関係を切断するという機能、それについてどれくらいニーズがあるのかという進め方と、一方では、特別養子縁組というのは、「普通の親子」を作るものであるため、その「普通の親子」らしい年齢というのを強調する考え方と両方ある。もし「普通の親子」関係という場合には、特に年齢の小さい子供で（里父母が）50歳を大きく超えてくる場合に、それは普通にはあまりないのかという印象になるが、機能の面からすれば余り年齢差というのは関係ないという見方もある。

○実際に委託されている児童というのは、相談開始時に1歳未満が97%を占めているという状況があるので、既に委託されていて6歳以上に引き上げられたというメリットはあると思うが、新規ケースとしては、現場サイドとしても新生児ないしは乳児ぐらゐを養子縁組の対象としか考えていない。今後そこをどう変えていくのか。それとの関連で、この年齢要件も子供との年齢差で考えていくべきである。現実的にはどちらかと言えば子供の立場から、「普通の家族」ということを配慮する必要はある。

○子供から、両親が年を取っていて嫌だという話もあるが、一方でもう少し子供の新規委託を含めて、（上限を）上げていく取組みというのは必要だ。

○男女の差を考えると、男性のほうは結構高齢でも子供がいるというのはあり得る。何が普通と言

うのかは難しい話だが、都の基準としては、平等に男女問わず25歳以上50歳未満という形でできている。家族らしさというものもかなり多様になってきていて、その定義が難しくなっている時代だと思う。

○例えば里父が50歳を超えているが、里母はもう少し若い方で、特別養子縁組をしたいと希望される場合、それはあり得ることかと思う。50歳を超えたから一切だめということは現実的にどうかと考える。

○50歳未満という上限をどこまで引き上げるかという課題と、もう一つは年齢差という課題。児童相談所の意見では、年齢差を20歳から40歳という形で限定してはどうかとある。現実的に40歳となれば、今まで認められている方もかなり排除する形になってしまうのではないかと。

○1歳、2歳の児童に、様々な候補家庭が挙がった場合は、選定する一つの基準として年齢差はやはり着目する。

○例えば民法などを語る際、「普通の家族」ということを考えて、それに当てはまらないのはだめだとすることには疑問もあるが、一方で例えば児童を委託する場合、行政としての選択としてどうなのかということも気になる。あるべき家族像というのを押しつけているわけではないが、しかし、行政が責任を持って子供の、ある意味一生を決めるような判断をするという側面もある。

○現実的には、結婚年齢も上がっており、不妊治療もあるので、それを経て特別養子縁組里親等を申し込んでこられるのが、大体40代前半となる。男性の場合は、45歳を過ぎて駆け込みのような登録となり、委託の機会があまりない状況。登録数もかなり多い中、これ以上年齢を引き上げたとしても、現状では様々な状況を見ながら、若い方がいればそちらに委託を進めている。年齢層が上がったとして、その方たちが選択肢に入ってくるかといえば難しいかもしれない。

○年齢が高い場合は、結婚の状況や落ち着き状況、経済的状況など当然メリットもある。そこを全部みてといった話になると思う。

○年齢差のほうは、40歳か50歳か、60歳かというところは、ではなぜ50歳なのかとか言われるとなかなか難しい。一般的には30歳が1つの世代だとすると、60歳離れるというのは、世代が1つ渡ってしまうのではないかという気はする。

○実際に認定審査をするときには、子供の年齢を想定して審査していないため、年齢差は委託時に勘案されることになる。

○委託時の基準について、年齢差をどうするかという論点はあるが、認定基準においては、上限50歳未満をどうするかというところに帰着する。一方が50歳を上回っているが、もう一方はそれほど年齢がっていないというような場合も想定すると、やはりもう少し引き上げてもいいのかと考える。

○例えば上限を5歳上げた場合に、対応が一番難しくなるであろう思春期の時期を越えられるだけの気力、体力が里父母側にあるのかというところは懸念される。

○年齢差が高くなるに従って、子供が成人したときに、父親や母親になる人を背負い込むことにならないような選択というのとも考えなければいけないと思う。

○少し状況は違うが、例えば養育家庭で6歳未満から長らく一緒に住んでいる場合、今は子供が8歳を超えるとそもそも特別養子縁組は認めないが、それはもう少し年齢が上がってもいいのではないかという民法改正の議論がある。例えば14歳とか、実は15歳を超えると今度は自分で普通養子縁組できるのでどうするんだという問題があるが、14歳になってくると、今はできないけれども認めていいのではないかという話になった場合、例えばその段階近くなって、養子縁組里親に切り替えたいという話はあるのか。それは別に養子縁組里親にしなくても、あとはもう御自分でやるというような形になるのか。

○あまり例はないが、実際に子供が15歳を超えて、養育家庭からいわゆる普通養子縁組にという場合はあると思う。制度的に特別養子縁組が8歳の上限を取り払ったとすれば、もしかしたら養育家庭で申し立てられないことはないかもしれない。

○実親との縁を14歳でも切ってあげたほうが良いと考える養育家庭は出てくるのではないかな。

○児童相談所の意見では、養子縁組里親の年齢上限を大幅に上げるのはかなり現実的ではないが、少し上げるぐらいはあり得るのかというところか。

○現状でもなかなか委託の話が進まないという様々な御意見をいただくことが多いため、それが益々増えることが懸念される。

○50歳を上げることについてはあり得るのではないかな。しかしそれを60歳にするというところだと、果たしてそこまでそもそもニーズがあるのかとか、それが適当なのかという疑問もやはりあるという状況か。

### 経済状況要件の検討について

○児童相談所からは、住民税の非課税世帯ではないこととしてはどうかという意見がある。これに関連して、例えばこの基準を動かす立法事実があるのかという話になるが、認定取消になった事案の中で、受託児童の児童手当を生活費に使ってしまったというというようなものがあったが、他に収入が低いことで問題が生じるようなことは現場ではあるのか。

○必ずしも金額に落とし込めないところや、様々な支援がある場合があり一概には言えない。今後、年齢要件が上がった場合に、今後は収入等が下がってくるところもあるだろうことも考えると、何をもってみればいいのかということは、悩ましいところかと思う。

○生活保護基準は十分上回っている事例でも、「収入状況および居室の関係から、委託に至らず」という状況もある。

○経済的に困窮していないということが基本的には一番重要なポイント。しかし基準としてなかなか一律に線が引きにくいところがあり、(都は)生活保護基準を導入した。生活保護基準はあくまでも原則ということで、これを下回っていても実際にはそれほど経済的に困っていない場合は、訪問すると、きちんと生計が成り立っている状況がある。そういう意味では、実際には、「経済的に困窮していない」ということが基準で、その一つの目安がこの生活保護基準になってきたのだろう。それ自体は、実はそんなに不合理ではないだろう。

○もし生活保護基準ではあまりに低過ぎて、実際に問題が生じてきているということであれば、もう少し引き上げるという立法事実はあるだろうと思うが、多分そのあたりの有無だろう。生活保護基準というラインをとっていることで、不都合が生じてきていると現場がお考えだとすると、それを上げるとなる。これを下げるとするのは考えられない。これはあり得ないので、上げるというのは、そういうニーズがあればあり得るところだが、やはり低い場合は、実際には委託に至らないということか。

○生活保護の基準を引き上げるだけの積極的な理由というのが、現場の意見などを踏まえるとそれほど大きくないような印象がある。

○児童相談所の意見は、非課税世帯、生活保護世帯レベルよりは上げるべきだということだが、裾野を広げておくという必要性から、生活保護世帯に(基準を)置いておくというのはひとつだと思う。一方で養子縁組里親については、縁組成立後に全く経済的支援がないということを想定すれば、もう少し厳格にすべきではないかという意見については、検討の余地はあるのかと思う。

○共働きの場合、実際に子供がきたら仕事をやめる予定だと申請段階で記載されていたり、あるいは児童相談所の側でも、せめて委託後半年、あるいは1年間は里母さんにはできれば仕事をやめて子供をみてもらいたいというマッチングの場合がある。そうすると、例えば基準としては申請段階で収入が何百万円あると記載されていても、里母さんの収入をゼロにしたときに、ぎりぎりではないか、あるいは基準を下回るのではないかという場合がある。そのような場合には、選定や検討の段階で迷うことがある。

○どちらかが必ず仕事をやめていただくことを前提とするようなことの良し悪しと、それから比較的短期的に、子供となじむ間は仕事を少し控えられるとしても、ストックがあれば耐えられるわけで、そことの兼ね合いもある。一律の基準を引きにくい部分はあると思う。

○貯蓄などのストックの部分は見えているが、逆に負債の部分がなかなか見えていないので、本当に実態を現しているのかという児童相談所の意見がある。

○認定に携わる中で、数字だけでは見えてこないため、判断根拠にならないという感じがしていたので、負債や貯蓄、財産を根拠書類により確認すべきと強く思っていた。やはり実像が見えている

上での認定の議論になるかというのはとても重要だと思う。

○最終的には、経済的に困窮していないということが重要だとすれば、その材料として負債の額も関係してくる。その意味でも負債についても申告をしていただく必要がある。しかし具体的にはそれぞれの兼ね合いもあり、基準としては書きにくいと思う。

○都の基準の書き方が十分ではないのかもしれない。やはり国と同じように経済的に困窮していないというのがまず要件で、そしてその目安として少なくとも生活保護基準は上回ってというような要件の書き方も、趣旨がより明確になる。その中で先ほどの負債なども考え、場合によっては生活保護基準を上回っているが、この負債とこの状況で、また子供が来たら仕事をやめます、それでは成り立たないだろうと判断し、不適格なり再調査なりということはある。

○書き方を少し整理するというのが1つ、それと負債についても記載していただくということか。

○根拠書類は、当然ながら本当は見せてもらったほうが裏付けになるわけだからいいのだが、なかなか要求しにくいところがあるのか。収入、貯蓄、負債などの何等かの根拠書類を見せていただくというのがいいと思う。

○これだけしか貯蓄がないということでは、万が一何かあった時に一体どうするつもりなのかというところもあるので、全体的な評価の中で考慮していただく。

○貯蓄にも幾ら以上という線を引いてもらったほうがいいのではないか。

○インカムの方で生活保護基準を引いているのであればストックの方でも、というのはわからなくはない。しかし一律に基準を引くのは難しい。

○養育家庭の申請のために財産を詳らかにということは、都民に向かって無理があるのではないか。

○年齢要件を上げたときに、高齢者などはある意味で給与収入などがなくなるので、貯蓄なり何なりがこれだけあるとなれば判断材料になる。

○「経済的に困窮していないこと」という要件を考える上では、やはり負債、貯蓄、収入というのは考えないわけにはいかず、それを考えるとすると、ただ言いつ放していいのかと言われるとそうとも言えないだろう。ただ、だから実際には出されない場合にも、出されなくてもそれなりにあれば別に問題ないわけで、そういう意味では強制的なものではないのかとも思う。

○経済的なところについても、場合によっては誓約書のようなものをというのはあるのかもしれない。

○経済状況の要件については、「経済的に困窮していないこと」を基本的な要件としつつ、生活保護基準を一つの目安として引続き採用していく。そしてやはり負債、貯蓄、収入についても明らかに

していただき、基本的には根拠書類をお願いするということか。

### 住居要件の検討について

○2室10畳というのは一体どうなのか、果たして基準として役に立っているのかというところだが、このあたりについてはどうか。

○2室10畳というのは、4畳半と6畳とかという感じか。おそらく居室なので、通常の意味でのキッチン、お風呂場、トイレ、物置、押し入れなどなど、そういうものは基本的には含まないという趣旨だろうと思うが、最近はキッチンもダイニングキッチンとって連続して広いようなところもあり、確かによくわからないところがある。

○これはいわゆる2K、2LDKという一般的なサイズということだろう。同居人数によって、前後してくるのだと思うが。

○施設のほうは、児童の居室ということで、児童居室面積は1人当たり約3畳。乳幼児の場合はもう少し小さくていいという状況。これは実際に施設現場としてはどんな状況か。

○乳児院は、より家庭的にと小規模になっていけばいくほど、子供が生活をしているところは生活用品や家具などで狭い印象はあるが、1人当たりの面積以上は確保している。

○児童養護施設は、最近はグループホームが増えてきている。しかし指定にあたっては、1人4.95㎡が満たされず、改修工事などの工夫をして指定をもらったことがあった。

○施設の場合は、児童の居室ということで定めるのはわかりやすいが、里親家庭となると、里親は大人だが、その大人のスペースと子供のスペースをどう考えるのか。また、年齢によって明らかに違いがある。年齢が上がれば、当然広い面積が必要になるし、小さい場合はそうでもなかったりする。

○2室10畳と一律に言われても、あまり基準にはならず、さりとて例えば実子が2人いて、そこにもう一人という話になったときに、どれぐらいがよいのかと基準がなくてわかりにくいところではある。

○皆で寝て、皆で勉強して、皆で御飯を食べてというような感じの大きい広間がぼんぼんとあるような、住まい的にはこういった家庭もあるのではないか。

○児童が1人とか2人だったらあまり問題にならなくても、人数が増えるとまた違ってくるか。

○広さのところでは、こういった家庭もあるなど、いろいろな家の使い方みたいなどころまでいくと、なかなか難しいと思う。

○個室を求めるのか、求めないのかということなど、それは当然年齢にもよってくると思うが、ある程度、年齢が上がってきたときに個室というものをどう考えるのか。それはさすがに求めるのは難しいという話なのかということと、あとは家族のサイズに応じた広さというのをどのように測るかだろう。

○一般家庭の間取りなども想定しながら、例えば乳幼児一人当たりの場合や、何%ぐらい自室を持っているかなど、一般生活調査などがあったように思う。

○母子生活支援施設については、設備及び運営に関する基準で、母子室については30平米以上ということが示されている。もう一つは、国土交通省が住生活基本計画で、最低居住面積水準というものを示している。最低水準と、誘導居住面積水準というものがあるが、最低であれば2人世帯で30平米、それに1人増すごとに何平米などとしてあり、年齢についても2歳未満は0.25人でカウントする、3歳から5歳は0.5人でカウントすることとしているものがある。

○議論するには、そのような他で使われている基準なども参考にさせてもらおうとよい。

○次回は資料9にある項目等も含め、住居要件、単身者の申込要件までの検討とする。

以上